③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

④　申請者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

⑥　配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合、異工種ＪＶの各構成員について、それぞれ３名を限度とする。

⑾　当機構が関東地区で発注した工事種別「土木」及び「その他（ＰＣ）」(同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」及び「その他（ＰＣ）」を対象とする。以下本項において同じ。)において、平成22年４月１日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、下記の条件を満足していること。

①　当機構が発注した工事種別「土木」及び「その他（ＰＣ）」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「土木」及び「その他（ＰＣ）」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑿　低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と実績も含めた同等の要件を満たす専任の技術者を各構成員が１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付し報告すること。

⒀　次に掲げる基準を満たす実施設計の管理技術者を当該工事に配置できること。

シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）の資格保有者（道路部門または下水道部門）あるいは技術士（建設部門または上下水道部門、総合技術監理部門（建設部門または上下水道部門））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。また、管理技術者は、契約書第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を兼ねることができる。

⒁　異工種ＪＶの競争参加資格審査申請等

①　登録申請　本工事の競争入札に参加を希望し、５⑶の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構の所定様式による「共同請負入札参加審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」(以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。)を提出しなければならない。

②　「特定ＪＶ登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

・提出期間　平成24年６月27日（水）から平成24年７月３日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。)まで（提出日時は、事前予約すること）

・提出場所　〒270―1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　千葉ニュータウン事業本部　業務部総務経理チーム　電話0476―46―8908

・提出方法　持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。

申請書は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。(使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照）申請書及び資料の提出は、「特定ＪＶ登録申請書等」を受領した日から水曜日を経過した日(木曜日）より提出できる。なお、上記期間内に「特定ＪＶ登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

⒂　異工種ＪＶの構成基準

①　構成員の数及び組合せ　当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争指名競争参加資格について、上記２⑵に示す認定を受けている者どうし２社又は３社の組合せとする。

②　構成員の技術的要件

イ　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実、かつ、円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

ハ　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　出資比率　入札説明書によるものとする。

④　代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⒃　認定資格の有効期限　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⒄　その他

①　異工種ＪＶの名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とする。

②　⒂②（上記⒂異工種ＪＶの構成基準②）に該当する工事経歴書を添付すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記⑵によって得られる「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法　評価値は、技術評価点と施工体制等評価点の合計を入札価格で除した数値とし、技術評価点の加算点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の加算点の最高点数は50点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

評価値＝（技術評価点＋施工体制等評価点)／入札価格

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点(最大50点)

また、施工計画及び技術提案に係る加算点は、開札後に行われる施工体制等の評価審査結果により得られる施工体制等評価点の割合によって減ずる場合がある。

（開札後の施工計画及び技術提案の加算点）＝（審査の結果得られた施工体制等評価点／30点）×（開札前の施工計画及び技術提案の加算点))

⑶　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　施工実績

②　施工計画

③　技術提案

④　施工体制等

⑷　失格要件　「施工計画」及び「技術提案」に関する記述は必須項目であるため、未提出、白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。

⑸　評価内容の担保

①　落札者の提示した技術提案は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。